

市第41号議案

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例
及び横浜市震災対策条例の一部改正

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例及び横浜市震災対策条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例
及び横浜市震災対策条例の一部を改正する条例

（横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例（平成25年6月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第5条第2項」を「第2条の2第2号」に改める。

（横浜市震災対策条例の一部改正）

第2条 横浜市震災対策条例（平成25年2月横浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条第2項」を「第2条の2第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

災害対策基本法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例及び横浜市震災対策条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) 町の防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）^{第2条の2第2号}_{5条第2項}に規定する自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）のうち防災に関する活動を行う自治会、町内会等をいう。

(第5号省略)

横浜市震災対策条例（抜粋）

(上段 改正案
下段 現 行)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 自主防災組織 自治会、町内会その他の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）^{第2条の2第2号}_{第5条第2項}に規定する自主防災組織をいう。

(第4号省略)